

婚姻届

※窓口にお越しの際は、**本人確認書類**（運転免許証・マイナンバーカードなど）をお持ちください。

＊ ＊ ご結婚おめでとうございます ＊ ＊

《関連する手続き》

西条市役所 〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地
代表（0897）56-5151

項 目	内 容 【 】内は、必要なもの	本庁担当
☐ 戸籍	○届出した市区町村と本籍地が異なる場合は、戸籍に反映されるまでに日数がかかります。	市民課 市民係 新館1階 ①～⑥番窓口
☐ 住民登録	○住所や世帯主を変更する場合は、住民異動届が必要です。 ※担当課(平日8:30～17:15)で手続きをしてください。 ★代理の方が届出される場合は、委任状が必要です。 ★婚姻による氏や本籍の変更は、届出の必要はありません。 ★婚姻届を提出した市区町村と住所地が異なる場合は、住民票に反映されるまでに日数がかかります。	
☐ 印鑑登録	○氏の変更がない場合は、手続きの必要はありません。 ○氏の変更になり、登録印に変更前の氏が含まれている場合は、登録が抹消されます。新たに印鑑登録が必要な方は、申請をしてください。 ◇登録に必要なもの◇ ①新しい印鑑 ②官公署発行の顔写真付本人確認書類(免許証・パスポートなど) ※②がない場合は、西条市内で印鑑登録をしている成人の方の保証書(登録印鑑と印鑑登録証) ★ご本人が窓口に来られない場合や、上記の①または②がない場合は登録までに日数がかかります。	
☐ マイナンバーカード	○氏名・住所等が変更になる場合は、カードをお持ちください。カードに変更後の氏名・住所等を記載します。 【マイナンバーカード・暗証番号】	
☐ 国民健康保険	○住所変更や氏名変更に伴い手続きが必要です。 ★限度額適用認定証等をお持ちの場合も同様です。 ★国保税の再計算が必要になる場合があります。 【国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ・限度額適用認定証等】 ○市国保から他の保険に加入する場合は、新しい健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせがお手元に届いてから、資格喪失の届出をしてください。 【国民健康保険資格確認書、新しい健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせ等】 ★新しい保険資格ができた後に市国保で医療等を受けた場合、市国保が負担した医療費を請求させていただくことがあります。 ○他の保険から市国保に加入する場合は、14日以内に手続きが必要です。【資格喪失連絡票】	市民課 年金係 新館1階 ⑪⑫番窓口
☐ 国民年金	○国民年金(第1号)被保険者は、手続きの必要はありません。 ★氏名が変更になる場合は、新たに納付書が発行されますが、お持ちの納付書も使えます。年金手帳の氏名変更欄はご自分で記載してください。 ○婚姻により厚生年金等の被扶養配偶者(第3号)になる方は配偶者の勤務先で手続きをしてください。	

裏面に続きます。

婚姻届<<関連する手続き>>

項 目		内 容 【 】内は、必要なもの	本庁担当
☐ 上水道		○上水道を利用される所有者及び使用名義人が変更となる場合は、手続きが必要です。	水道業務課 水道料金係 本館2階
☐ 下水道		○下水道の使用を廃止(開始)する場合、使用者が変更となる場合、あるいは地下水ご利用の世帯で使用人数に変更がある場合は手続きが必要です。	下水道業務課 下水道業務係 本館2階
☐ 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳		○氏名や住所等が変更になる場合は手続きが必要です。 【身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・認印】	地域福祉課 障がい給付係 本館1階 ⑦番窓口
☐ 後期高齢者医療		○氏名や住所等が変更になる場合、新しい資格確認書は、後日郵送されます。ただし、住所変更のみの方は、新しい資格確認書は送付されません。資格確認書裏面の住所欄の旧住所を二重線で消して、新住所を記入してご使用ください。 ★旧氏名の資格確認書は、新しい資格確認書が届いてからお返しください。 ★特定疾病療養受療証をお持ちで、記載内容に変更がある方は、新しい証を後日郵送します。	国保医療課 後期高齢者医療係 新館1階 ⑩番窓口
医療費助成	☐ 重度心身障害者	○助成対象者や保護者の氏名、住所が変更になる場合、保護者を変更する場合などは、手続きが必要です。【受給者証】 ○加入している医療保険が変更になる場合も手続きが必要です。助成対象者の医療保険情報が分かるものがお手元に届いてから手続きをしてください。 【新しい健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせ等・助成対象者と保護者(被保険者)のマイナンバーが分かるもの・受給者証・認印】 ○資格喪失の手続きが必要です。【受給者証】 ○子ども医療費助成への切り替え手続きが必要です。 【上記項目「医療費助成 子ども」と同じ】	国保医療課 福祉医療費助成係 新館1階 ⑪番窓口
	☐ こども (18歳年度末までの子)		
	☐ ひとり親世帯等		
☐ 市立小中学生 (保護者)		○保護者を変更する場合は、担当係へお越しく下さい。	学校教育課 学務指導係 新館4階
☐ 児童手当 (公務員を除く)		○受給者が変更になる場合やその他の変更手続きが必要な場合がありますので、ご相談ください。 【請求者名義の口座が分かるもの・請求者の健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせ等・請求者と配偶者のマイナンバーが分かるもの】	こども未来課 子育て支援係 新館2階
☐ 児童扶養手当		○資格喪失の手続きが必要です。【児童扶養手当証書】	
☐ 保育施設等入所児童 (保育所・幼稚園・認定こども園等)		○手続きが必要です。 ○世帯状況により必要書類が異なりますので事前にご相談ください。	保育・幼稚園課 認定給付係 新館2階
☐ 介護保険		○氏名や住所等が変更になる場合は、手続きが必要です。 ★世帯の課税状況等の変化により負担限度額の段階が変更になる場合、改めて審査を行うため再度申請を行っていただく必要があります。	介護保険課 介護認定給付係 本館1階 ③④番窓口
☐ 各種市税		○口座名義人の氏名が変更になる場合は、口座振替変更の手続きが必要です。	徴収課 徴収総務係 本館2階 ④番窓口
☐ 市県民税		○確定申告(市県民税申告)時に、配偶者控除等の申請ができる場合があります。 ★給与所得の方は年末調整時に勤務先でご確認ください。	課税課 市民税係 本館2階 ⑧番窓口